

監 査 報 告 書

学校法人 聖 隸 学 園
理 事 会 御 中

令和 2 年 5 月 28 日

学校法人 聖 隸 学 園

監 事 木山 初雄

監 事 幸井 章

私たちは、学校法人聖隸学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、並びに理事の業務執行状況を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか会計監査人より随時会計監査に関する報告を求め、重要な決済書類等を閲覧しつつ計算書類につき検討を加えるなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、上記の書類は学校法人会計基準(文部省令第18号)に準拠しており、学校法人聖隸学園の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また学校法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上

独立監査人の監査報告書

令和2年6月17日

学校法人聖隸学園
理事會御中

EY新日本有限責任監査法人

浜松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松岡 和雄



伊藤 智章



監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人聖隸学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人聖隸学園の令和2年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。